

(仮称)川越市こども計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

川越市こども未来部
こども政策課

(仮称)川越市こども計画策定支援業務委託(以下「委託業務」という。)に関する委託事業者の選定にあたり、知識、技術、経験を有する事業者を公募型プロポーザル方式により企画競争選定を行うため、次のとおり提案を募集する。

1. 委託業務の目的

こども基本法第に基づき、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「(仮称)川越市こども計画」を策定することを目的とする。

2. 委託業務の概要

(1) 件名

(仮称)川越市こども計画策定支援業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年3月25日まで

(3) 委託内容

「(仮称)川越市こども計画策定支援業務委託に関するプロポーザル仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

(4) 履行場所

川越市元町1-3-1 こども政策課

3. 契約上限額

金8,107,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※令和6年3月定例会において、令和6年度一般会計予算が承認され、令和6年度当初事業予算が委託料上限額を下回らないことが前提となります。

4. プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、川越市契約規則を遵守した上、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、複数の企業による共同参加は認めない。

(1) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程(平成6年告示第351号)に基づく入札参加資格を有し、令和5・6年度川越市競争入札参加資格者名簿の維持

管理業務における「検査・調査・計画業務」に登載されていること。

- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (5) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (6) 平成26年4月1日以降に、子ども・子育て支援事業計画等の児童福祉関連の行政計画策定を元請（ただし、共同企業体で実施した場合は代表者に限る。）として完了した実績を有すること。

5. スケジュール

項目	日時
公募開始・仕様書公開	令和6年2月26日（月）
質問受付	令和6年2月26日（月）午前9時00分から 令和6年3月5日（火）午後5時00分まで
質問に対する回答	令和6年3月11日（月）正午まで
参加申込書・企画提案書等の提出期間	令和6年3月12日（火）午前9時00分から 令和6年3月19日（火）午後5時00分まで
参加資格審査結果通知 ※応募者が5者以上の場合は、書類審査を行う。	令和6年3月22日（金）
企画提案内容審査 （プレゼンテーション）	令和6年3月28日（木）、29日（金）（予定）
審査結果通知（優先交渉者の選定）・契約の締結	令和6年4月初旬（予定）

6. 応募手続等

本プロポーザルに参加の意思がある場合は、次に定めるところにより「公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき、審査書類全てを提出期限日時までに提出すること。

事業者1者につき、参加申込み及び企画提案は1つとする。

企画提案書等の再提出は提出期限内に限り認めるものとし、部分的な差し替えは原則認めない。提出期限後の見積書の金額訂正、書類の差し替え、追加提出は認めない。また、提出書類に記載した予定担当者は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。

- (1) 提出期間 令和6年3月12日（火）午前9時00分から
令和6年3月19日（火）午後5時00分まで
- (2) 提出方法 持参（土日・祝日を除く午前9時～午後5時まで）
又は、郵送（書留にて提出期限までに必着のこと。）
※ 郵送事故等の一切の責任は提案者が負うものとする。
- (3) 提出先 川越市役所 こども未来部 こども政策課 こども政策担当
〒350-8601
埼玉県川越市元町1丁目3番地1（市役所本庁舎3階）
- (4) 提出部数 正本1部：様式1～8、企画提案書及び業務実施工程表
副本8部：様式5～8、企画提案書及び業務実施工程表
※ 押印が必要なものは、正本のみとし、副本においては、企画提案者が特定できる内容は表示しないこと。

(5) 付加提案について

仕様書に定めるもののほか、委託業務の目的をより実効性のあるものとするため、応募者は、付加提案に努めること。ただし、契約上限額以内で提案することとし、実施に際しては、提案内容を基に本市と協議して決定する。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 参加資格を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- ② 企画提案書等の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しない場合
- ③ 企画提案書等の記載が仕様書または「公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」に適合していない場合
- ④ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合
- ⑤ 契約上限額を上回る金額の見積書を提出した場合
- ⑥ その他不正な行為があった場合

7. 本件に対する質問及び回答

本実施要領及び仕様書等に関する質問は、次に定める方法で行うこと。

- (1) 質問方法 質問期間内に質問票（様式9）に質問事項を記入の上、電子メール（Excel形式）にて送信し、到着確認を行うこと。
※ 面談、電話又はFAXでの質問は受け付けない。
- (2) 質問期間 令和6年2月26日（月）午前9時00分から
令和6年3月5日（火）午後5時00分まで
※ 期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (3) 送信先 川越市役所 こども未来部 こども政策課 こども政策担当
電子メールアドレス kodomoseisaku★city.kawagoe.lg.jp
（送信の際は★を@に置き換えてください。）
- (4) 回答方法 令和6年3月11日（月）正午までに、本市ホームページにて公開するとともに、質問のあった電子メールアドレス宛てに回答する。
- (5) その他
 - ・ 質問者の名称等については公表しない。
 - ・ 審査に関する質問については回答しない。
 - ・ 質問期間を過ぎた質問や、回答後の再質問は基本的に受け付けませんが、本市が必要と認めた場合はその限りではない。

8. 参加資格審査結果通知

応募のあった事業者に対し、参加資格及び失格事項の有無の確認の上、プレゼンテーションの日時・場所、その他詳細を記載した参加資格審査結果通知を参加申込書に記載された電子メール宛てに通知する。

ただし、応募者が5者以上の場合については、企画提案書等を審査し（書類審査）、上位4者をプレゼンテーションの対象とする。

9. 企画提案書等に関するプレゼンテーション

契約予定者の選定は、企画提案書等の内容についてのプレゼンテーション及び質疑応答により行う。

- (1) 実施予定日 令和6年3月28日（木）、29日（金）（予定）
- (2) 場所 川越市役所本庁舎内（予定）
- (3) 持ち時間 45分（企画提案等の説明：30分、質疑応答：15分）
- (4) 説明者 「予定担当責任者の経験等（様式7）」に記載された、予定責任者を含む3名以内とする。

(5) その他

- ① プレゼンテーションは非公開とする。
- ② プレゼンテーションを欠席した場合には、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。ただし、交通機関の事故等やむを得ない理由で出席できない場合は、速やかに事務局に連絡すること。
- ③ パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、企画提案書の提出締切日までにこども政策課にその旨を申し出るとともに、必要な機器については応募者が用意すること。なお、機器の準備に要する時間は、提案時間に含まないこととする。
- ④ パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、プレゼンテーションに必要な資料を参加資格審査結果通知に明記した日までに追加で提出することができるものとする。ただし、企画提案書等の内容を要約したものとし、矛盾する内容や修正は認めない。また、応募者の氏名・名称が特定できるような口頭での説明や、資料・画面への記載は行わないこと。

10. 契約予定者の選定に関する審査基準

本市にとって、最適な委託事業者を選定するため、本委託業務に関する企画提案等の評価と見積金額の評価を総合的に判断する公募型プロポーザル方式を採用し、総合評価の最も高い企画提案者を契約予定者として選定する。

(1) 審査委員会

審査を厳正かつ公平に行うため、「(仮称)川越市こども計画策定支援業務委託に係る企画提案者審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)を設置した上で審査を実施する。

審査委員は次の部署から選出する。

こども未来部・総合政策部・福祉部・保健医療部・教育総務部

(2) 評価基準表

①書類審査

評価項目	評価の観点	配点
業務実施体制	業務を安定的に実施できる体制や人員が確保されているか。予定担当責任者は類似の業務を担当していたか。	10
業務工程管理	具体的且つ実現性のある業務工程が示されているか。	10
業務遂行能力	過去に類似の業務を実施しているか。	10
見積金額	見積額が企画提案にふさわしい業務価格となっているか。	10
合計		40

②企画提案内容審査（プレゼンテーション）

評価項目	評価の観点	配点
企画提案者の 業務遂行能力・ 見積金額等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制 ・業務工程管理 ・業務遂行能力 ・見積金額 	40
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の問題点・課題を整理するにあたって、現行計画の検証及び把握・分析ができているか(現行計画からの継続性のある提案となっているか)。 ・こども基本法に基づき、こども計画と一体的に策定する各計画を踏まえた施策体系案が提案されているか。 ・関係法令や、国・県の動向を含む社会情勢、並びに本市の現状等、計画を取巻く事象を的確に捉えた提案となっているか。 ・子ども・若者等への意見聴取と、当該意見の計画への反映の手法や子ども・若者等へのフィードバック方法が提案されているか。 ・本市の現状・特性を踏まえた子ども・若者や子育て当事者への支援施策について、実現性及び独自性の高い提案があるか。 ・各施策の指標の設定及び評価・進捗管理の手法が明確に示されているか。 ・提案内容に子どもを含む市民が理解しやすいような工夫が含まれているか。 	160
合計		200

(3) その他

- ① 審査結果は令和6年4月初旬に参加申込書に記載された電子メール宛てに通知する。
- ② 審査は非公開で行い、この審査結果についての異議等は認めない。

11. 契約予定者の決定

(1) 契約予定者の決定

前記「9. 契約予定者の選定に係る審査基準」に基づき、審査委員会が審査書類及びプレゼンテーションの内容について、審査・採点し、全ての企画提案者の順位を決定し、最高得点の者を契約予定者（第一交渉権者）とする。なお、選考に当たり、審査委員会において最低基準を設ける。また、採点の結果、最高得点の者が複数いた場合には、審査委員会が決定する。加えて、参加事業者が1者の

場合も選考を行うが、最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとする。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、全ての企画提案者に文書で通知する。

(3) 受託者の決定

契約予定者と協議し、仕様書等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。なお、契約予定者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな契約予定者として協議を行う。

12. 契約に関する基本的事項

契約予定者との契約においては、川越市契約規則に基づき執行するものとし、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額は、契約予定者の提示価格に基づき、契約予定者との協議により決定する。

(2) 契約予定者に選定された者との契約締結交渉において合意に至らなかった場合、又は契約締結時まで失格事項に該当した場合は、得点により順位づけられた上位の者から順に契約交渉を行う。

(3) 契約内容は、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、契約予定者と協議の上決定する。ただし、企画提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(4) 企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て契約予定者の負担とする。

(5) 受託者（契約締結後の契約予定者をいう。）は、本市の承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務の内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、本市の承諾を得る必要がある。

(6) 契約保証金はこれを免除する。

(7) 受託者は、成果物を本市に納入する。本市は成果物について検査を行い、検査に合格した成果物の引き渡しを受けたときは、受託者の請求により、委託料を支払う。

(8) 本市は、適宜進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査の上、検査に合格した成果物の引き渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支

払うものとする。

(9) 瑕疵担保責任について、次のように定める。

① 本市は、成果物に瑕疵があると知ったときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害(第三者に及ぼした損害を含む。)の賠償を請求することができるものとする。

② 本市は、本市の定めた履行期限までに、受託者による瑕疵の修補が困難なため、契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約を解除することができる。

③ ①及び②は、契約目的物の瑕疵が本市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

④ ①、②及び③による瑕疵の修補、損害賠償の請求及び契約の解除は、引き渡しを受けた日から1年以内に行うものとする。

(10) 今回の募集については、契約日以降の事業の準備行為として実施するものであり、災害等により事業を中止することもある。この場合、本市は提案に要した経費についての保証は一切行わない。

(11) 選定された契約予定者は、委託業務の開始時まで、当該業務の実施方法の詳細について本市と協議の上、必要な準備を完了するものとする。

13. その他

(1) 提出された企画提案書等の著作権は、応募者に属する。ただし、本プロポーザルの結果の報告、公表及びその他市が必要と認める用途に用いる場合、企画提案書類の全部又は一部を将来にわたり無償で使用することができるものとする。

(2) 市は取得した個人情報について、当該評価に係る目的以外に使用しない。また、第三者に情報提供しない。

(3) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例(平成8年条例第15号)に基づき、提出書類の公開について判断する。

(4) 契約予定者の決定後、企画提案書等を提出した会社名等は公表することがある。

(5) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

(6) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションの参加に要する費用は全て応募者の負担とする。

(7) 提出された書類は全て返却しない。

(8) 個人情報等の機密情報の取扱いに関しては、法令等の規程を遵守し、社内規定等を整備し十分に注意すること。

(9) 企画提案の辞退

企画提案書等の書類が提出された後に辞退する場合は「参加辞退届（様式10）」を提出すること。「参加辞退届」は郵送（書留）又は持参とする。

提出期限は、令和6年3月25日（月）午後5時まで（郵送の場合は必着）とする。

14. 事務局（問い合わせ先）

〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1

川越市 こども未来部 こども政策課 こども政策担当

TEL：049-224-6278 FAX：049-223-8786

E-mail：kodomoseisaku★city.kawagoe.lg.jp

（送信の際は★を@に置き換えてください。）